



JSG ニュースレター

<Tax>

「営利事業所得税審査準則」 一部改正案を財政部が予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は5月12日付で「営利事業所得税審査準則」[一部改正草案](#)（以下「[改正草案](#)」）を公表し、改正を予告しました。主な改正案は、以下のとおりです。

- 一、所得税法第43条の3に規定する被支配外国法人(CFC)の所得課税が2023年から施行開始されたことにともなう、以下関連規定の改正案
 - (一) 営利事業の所得税確定申告において、法に基づき自ら調整を行うための根拠法令として追加。（改正草案第2条）
 - (二) 営利事業が台湾国外の軽課税国（地域）に所在する関係会社に投資する場合、「被支配外国法人所得適用弁法（中国語：營利事業認列受控外國企業所得適用辦法）」の規定により投資収益を認識する旨を明文化。（改正草案第30条）
 - (三) 営利事業がCFC株式を処分する場合、その処分にかかる損益について、被支配外国法人所得適用弁法の規定により処理する旨を追加。（改正草案第32条および第100条）
- 二、国際財務報告基準(IFRS)、国際会計基準(IAS)および企業会計準則公報(EAS)に合わせた、以下関連規定の改正案

(一)IFRS16 に合わせて、リース資産に関連する会計処理基準を改正。また、売却後にリースして利用を続ける、セール・アンド・リースバック取引にかかる処理規定を以下のとおり改正。

1. 資産の移転が IFRS15 の資産の販売処理の規定に合致する場合、資産の売却価格と当該資産の時価との差額について、資産または負債を認識し、リース期間に応じて償却しなければならない。当該差額が売手（借手）から買手（貸手）にすでに移転した権利部分に該当する場合は、ただちに損益を認識しなければならない。移転していない権利部分は、未実現損益として認識し、リース期間に応じて償却しなければならない。
2. 資産の移転が IFRS15 の資産の売却処理の規定に合致せず、融資に該当する場合、売手（借手）は資産の払い出しを認識してはならず、取得した対価を金融負債として認識しなければならない。また、買手（貸手）は当該金額を金融資産として計上し、その後の各会計期間のリース料は、利息および融資元本の返済として認識しなければならない。（改正草案第 36 条の 2）

(二)IFRS16、IAS40、EAS 第 20 号および第 16 号、および財政部 2020 年 5 月 22 日付台財税字第 10904546810 号通達の規定に合わせて、第 16 号の営利事業のリース物件の減価償却に関連する規定を追加。当該規定は、リース資産を固定資産の購入とみなすもので、例えば、小型乗用車の場合、第 13 号から第 15 号の規定に基づき、処理する。また、第 17 号にかかる営利事業が保有する投資不動産が建物である場合、規定に基づき減価償却をしなければならない旨の規定を追加。（改正草案第 95 条）

三、関連法令の改正および財政部公表の解釈令にともなう、以下関連規定の改正案。

(一)2021 年 12 月 17 日付で改正公布された税務調査徴収法第 44 条の過料の計算方法に合わせ、調査の結果認定した総額に対し、課す過料の割合を「5%」から「5%以下」に改正。（改正草案第 23 条）

(二)台湾国外本社または地域本部の管理費の配賦について、台湾在外公館による認証を取得した資料の添付を必要とする規定を削除。（改正草案第 70 条）

(三)台湾新幹線を利用する日帰り出張の証憑にかかる規定を緩和。乗車券控えまたは乗車券の購入証明による証憑がなくとも、出張者による申請で認められる。また、飛行機利用時の証憑についても、旅客名、搭乗日、出発地および到着地が記載されている航空会社による搭乗証明を代替証憑とすることができるよう規定を緩和。（改正草案第 74 条）

(四)2021 年 12 月 22 日付で改正公布された運動産業発展条例第 26 条の 2 に合わせて、教育部専用口座を通してプロまたはアマチュア運動業および重要なスポーツ大会の主催者に寄付する寄付金について、損金算入にかかる規定を追加し、関連箇所を改正。（改正草案第 79 条）

(五)IAS23 および EAS 第 11 号の「借入コスト」を参照し、支払利息の認識の原則を以下のとおり規定する。

1. 固定資産（不動産、工場および設備）の建設、および営業の使用に供する建物（例えば投資不動産、使用権資産）について、建設期間の利息は資本化するものとする。
2. 営業の使用に供する建物、土地の取得について、名義変更または引き渡し前における利息は資本化するものとする。
3. 棚卸資産および営業の使用に供さない建物、土地（例えば遊休資産）の建設または購入については、利息部分を繰延費用として計上し、建物、土地の売却時に費用として認識するものとする。
4. 所得税法第 4 条の 4 に規定する建物、土地に該当する場合、前述の規定により計算した利息を資本化または繰延費用として計上し、同法第 24 条の 5 の規定により所得額を計算するとき、その性質に応じて原価または費用として認識するものとする。（改正草案第 97 条）

四、憲法法院 2022 年憲判字第 5 号判決にともなう改正案は、以下のとおり。

所得税法第 39 条第一項の徴税機関の繰越欠損金の査定について明文化した。直近 10 年以内の欠損金について、同法第 42 条の規定により所得に算入されない投資収益および関連法規により徴税免除または納税免除となる所得を各期の欠損金から控除したうえで、当該年度の純利益額から控除する旨を定めた。ただし、所得税法の規定により免税となる土地、証券の売却および先物取引にかかる損益には適用しない。（改正草案第 111 条の 2）

五、施行日

今般の改正予告の第 2 条第二項、第 30 条第四号、第 32 条第六号、第 36 条の 2 第一項および第四項、第 95 条第十六号および第十七号、第 100 条第三号は、2023 年度の営利事業所得税確定申告案件からこれを適用する。

勤業衆信の見解

1. 今般予告された改正草案第 111 条の 2 の規定によれば、控除可能な繰越欠損金額（繰越可能期間:10 年）は、徴税機関が査定済みの各期欠損金をもとに、所得税法第 42 条の規定により、益金不算入となる投資収益および関連法規により徴税免除または納税免除となる各期所得を加算した金額になります。法に基づき、免税となる所得がある場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、控除可能な欠損金額を計算する際にすべて加算することが必要です。欠損金を控除しすぎて、将来年度に利子を追納することのないよう、ご注意ください。
2. また、改正草案第 95 条第十六号の規定に基づき、2023 年度以降、営利事業の小型乗用車リースについて、会計上、耐用年数に基づき減価償却処理する場合、営利事業所得税申告における減価償却は、固定資産耐用年数表規定の耐用年数を下回ることのないよう、ご注意ください。また、その減価償却限度額、償却超過額の計算および売却、解体、滅失、廃棄時の収益または損失の計算は、小型乗用車の取得にかかる規定を参照して処理する必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



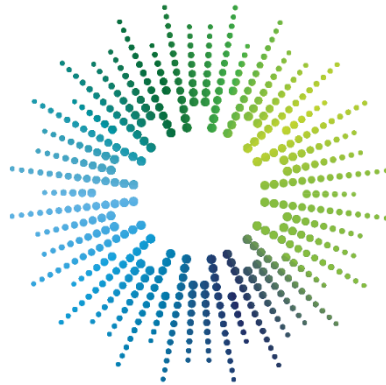
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

「營利事業所得稅查核準則」部分條文修正草案

財政部 5 月 12 日預告「營利事業所得稅查核準則」部分條文[修正草案](#)，謹將修正重點臚列如下：

一、配合所得稅法第 43 條之 3 受控外國企業(CFC)所得課稅規定自 112 年開始施行，修正相關規定如下：

- (一)增列營利事業辦理所得稅結算申報時自行依法調整之法令依據。(修正條文第 2 條)
- (二)明定營利事業投資於中華民國境外低稅負國家或地區之關係企業，應依受控外國企業所得適用辦法規定認列投資收益。(修正條文第 30 條)
- (三)營利事業處分 CFC 之股權時其處分損益，應依受控外國企業所得適用辦法規定辦理。(修正條文第 32 條及第 100 條)

二、配合國際財務報導準則、國際會計準則及企業會計準則公報，修正相關規定：

- (一)配合 IFRS 16 修正出租資產相關會計處理依據，並修正資產售後租回之處理規定如下：
 1. 如資產移轉符合 IFRS 15 以銷售資產處理之規定，資產出售價格與該資產時價之差額，應認列為資產或負債，並按租賃期間攤銷調整；如該差額屬賣方(承租人)已移轉予買方(出租人)之

權利部分，應立即認列損益；屬未移轉之權利部分，應認列為未實現損益，按租賃期間攤銷調整。

2. 資產移轉未符合 IFRS 15 以銷售資產處理之規定，屬融資安排，賣方(承租人)不得除列資產，收取之價款應認列為金融負債，買方(出租人)相對認列金融資產，後續各期租金認列為利息及借款本金之償還。(修正條文第 36 條之 2)

(二)配合 IFRS 16、IAS 40、企業會計準則公報第 20 號及第 16 號，及財政部 109 年 5 月 22 日台財稅字第 10904546810 號令規定，增訂第 16 款有關營利事業承租資產計提折舊之規定，即將該承租資產視為購置固定資產，其如屬乘人小客車，應依第 13 款至第 15 款規定辦理；另增訂第 17 款有關營利事業持有投資性不動產為房屋者，應依規定計提折舊。(修正條文第 95 條)

三、配合相關法令之修正及財政部發布之解釋令，修正相關規定：

(一)配合 110 年 12 月 17 日修正公布稅捐稽徵法第四十四條有關罰鍰計算方式，經查明認定之總額處「百分之五」修正為處「百分之五以下」之修正。(修正條文第 23 條)

(二)刪除分攤國外總公司或區域總部管理費用應檢附文件須經我國駐外機關驗證之規定。(修正條文第 70 條)

(三)修正放寬搭乘高鐵當日往返之出差，無須檢附票根或購票證明文件得以經手人證明為憑；另外亦放寬搭乘飛機應檢附之證明文件，得以航空公司出具載有旅客姓名、搭乘日期、起訖地點之搭機證明替代之。(修正條文第 74 條)

(四)配合 110 年 12 月 22 日修正公布運動產業發展條例第 26 條之 2，增訂透過教育部專戶對職業或業餘運動業及重點運動賽事主辦單位之捐贈費用認列規定，修正相關文字。(修正條文第 79 條)

(五)參酌 IAS 23 及企業會計準則公報第 11 號「借款成本」規定利息支出認列原則：

1. 興建固定資產(不動產、廠房及設備)及供營業使用之房屋(如投資性不動產、使用權資產)，在建造期間之利息應資本化
2. 購買供營業使用之房屋、土地，於辦妥過戶或交付使用前之利息應資本化
3. 興建或購買屬存貨及非供營業使用(如閒置資產)之房屋、土地，其利息應以遞延費用列帳，於房屋、土地出售時，再以費用列支。
4. 如屬所得稅法第 4 條之 4 規定之房屋、土地，其依上開規定計算之利息資本化或遞延費用，於依同法第 24 條之 5 規定計算所得額時，應按性質分別列為成本或費用。(修正條文第 97 條)

四、配合憲法法庭 111 年憲判字第 5 號判決意旨

定明所得稅法第 39 條第 1 項有關稽徵機關核定前 10 年內稽徵機關核定之各期虧損，應將各該期依同法第 42 條規定不計入所得額之投資收益及依相關法律規定免徵或免納營利事業所得稅之所得，先抵減各該期核

定虧損後，再以虧損之餘額，自當年度純益額中扣除。但依所得稅法規定免稅之出售土地、證券及期貨損益不適用。(新增條文第 111 條之 2)

五、施行日期

本次預告修正之第 2 條第 2 項、第 30 條第 4 款、第 32 條第 6 款、第 36 條之 2 第 1 項與第 4 項、第 95 條第 16 款及第 17 款、第 100 條第 3 款，自 112 年度營利事業所得稅結算申報案件適用之。

勤業眾信觀點

- 一、提醒營利事業，依本次預告修正草案第 111 條之 2 規定，當年度得後抵十年的虧損金額為稽徵機關核定之課稅虧損，加回當年度依所得稅第 42 條規定不計入所得額之投資收益及依相關法律規定免徵或免納營利事業所得稅之所得後餘額，營利事業若有依法免稅之所得，除法令有特別規定外，於計算當年度得後抵十年的虧損金額時均應計入，避免以後年度錯誤多抵用虧損金額而被加計利息補稅。
- 二、提醒營利事業，依本次預告修正草案第 95 條第 16 款規定，自 112 年度起，營利事業承租乘人小客車，財會處理按耐用年數提列折舊者，所得稅結算申報應按不短於固定資產耐用年數表規定之耐用年數計提折舊費用。且其計提折舊之實際成本限額、超提折舊之計算及出售、毀滅、廢棄時之收益或損失計算，應比照適用購置乘人小客車規定辦理。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為“Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為“Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為“Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 (明示或暗示)，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。